

羅針盤

2020年11月、12月号



京都

秋の深まりを感じる今日この頃、いかがお過ごしでしょうか。

さて、今年も残すところ2か月を切り、振り返れば新型コロナに翻弄された1年でした。

多くの事業経営者がコロナ禍に振り回され、先行きが見通せない不安な心境だと思います。業績が悪化し厳しい現状であれば、上手くいかない言い訳を探すことはやめて、今こそ何ができるのかを真剣に考え、実行に移すときです。既に変化に対応すべく第一歩を踏み出した企業も出てきています。

今、アメリカは大統領選挙で大混乱。戦後日本が民主主義のお手本とした国が自由・平等・公正

そして民主的であると思っていたのは大なる幻想だったのでしょうか。

最近のトランプ大統領の言動は、世界のリーダーには程遠い振る舞いに見えます。

多数の国民からリスペクトされない指導者では、国民の分断が進むばかりで国力も衰退の方向に向かうと思います。

経済最優先で人を大切にしない政治はやがて行き詰まるでしょう。それは人間の欲望には際限がないからで、持続可能な成長を考えた場合、経済中心から人間を中心において地球環境にも配慮する謙虚さがなければ、人類に明るい未来は描けないと思います。

知っておきたい税知識

テーマ 「遺言書保管制度」



R2年7月10日より開始した「自筆証書遺言書保管制度」ですが、9月末時点で約7,000件の申請がありました。今回は本制度の概要を解説いたします。

○ 自筆証書遺言書保管制度のメリット

これまで自宅等で保管していた自筆証書遺言書を、法務局（遺言書保管所）で保管できるようになりました。保管の対象となるのは自筆証書遺言のみで、本人が法務局へ申請する必要があります。

生前

遺言書の保管の申請



保管の申請は、遺言者本人が事前に遺言書を作成したうえで、申請書と添付書面を添えて、法務局で手続きを行う必要があります。

画像データ化



遺言書の閲覧ができます



→ 原本保管



画像データ(タブレット)又は原本を閲覧できます。

相続開始後

遺言書の保管の有無に関する証明書の交付が受けられます



相続人

遺言書の写し(遺言書情報証明書)の交付が受けられます



遺言書の閲覧ができます



画像データ(タブレット)又は原本を閲覧できます。

遺言書が保管されていることを通知します ※



通知



他の相続人等

(※)遺言書の閲覧や情報証明書等の交付がされると、他の相続人等に対して通知されます。

検認不要

遺言書保管所において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。



自筆証書遺言書保管制度のメリット

- ✓ 法務局へ保管申請時に、遺言書の内容が法律上の形式要件を満たしているかどうかのチェックがされる。(×内容の相談)
- ✓ 法務局の遺言書保管官が本人と面談するので、本人の意思能力と意思確認ができる。
- ✓ 法務局で保管されるので、第三者による介入や中身の改ざん・不正や紛失を防止できる。
- ✓ 遺言者に「遺言保管証」が発行されるので、親族に中身を見られることなく、遺言の存在を周知することができる。(※)
- ✓ 相続発生後に家庭裁判所で検認を行う必要がない。
- ✓ 遺言書をモニターで閲覧する場合は、全国どこの法務局からでも可能。
- ✓ 公正証書遺言を作成する費用と比べて安い。(保管時の手数料 3,900円)

(※)R3年度以降には、「死亡時の通知制度」がスタートする予定です。

○ 自筆証書遺言書保管制度の注意点

- ☞ 遺言書はA4サイズで既定の余白が必要等の様式要件がある。
- ☞ 遺言書の保管申請・閲覧請求等、すべての手続きについて予約が必要。
- ☞ 遺言者本人が病気等のため遺言書保管所に出頭できない場合は、この制度を利用することができない。



遺言の内容は本人が自由に決められますが、不意な遺言を遺すことがかえって相続争いの火種となることもあります。遺言書作成の際は、ぜひ当事務所にご相談ください。

企業の経営実務 ～ 危ない会社の見分け方②～

前回（羅針盤No.109）に引き続き、会社を存続していくための“**危ない会社を見分けるためのポイント**”の残り2つをご紹介します。今回は、カネ・数字に注目してみましょう。

* 「カネ」で分かる危ない兆し！

経営の行き詰まりはすなわち資金繰りの破綻です。企業のおカネは通常、在庫や売掛金となっております。手元に潤沢なおカネがあるわけではありません。そこで、**資金をどう調達しているのかも**重要なチェックポイントになります。

● 取引銀行との関係は良好か？

長年に亘って安定した関係を築くことで資金の調達をスムーズにできるのはもとより、経営指導を受けることや、経営危機に瀕したときに支援態勢を求めることもできます。



● 債務保証をしていないか？

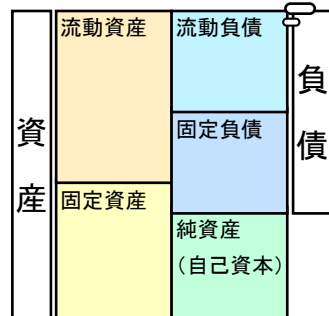
工事の発注先やグループ企業、子会社の債務を肩代わりし、保証することがあります。当然、債務保証先の発注先や子会社が経営破綻した場合には、保証した企業がその債務を負うこととなります。取引先に保証債務があるのか、保証先の経営状態は大丈夫かチェックが必要です。

* 「数字」で分かる危ない兆し！

経営状況を数字で表したものの、企業の1年間の成績表が「決算書」です。そこにはさまざまな問題が反映されているため、財務数字とともにチェックすることが大切です。

● 自己資本比率と固定比率は健全か？

自己資本比率は、総資本における自己資本の比率で、高いほど財務体質がよいといえます。原則的には50%以上が望ましいのですが、多くの日本企業の現状はそれほど高くはありません。



※総資本＝負債＋純資産

また、**固定比率**は、自己資本における固定資産の比率で土地や機械など長期間動かない固定資産に対して、返済しなくてよい自己資本で充当できていれば安全といえます。

* 危ない会社を見分ける具体的ポイント

次は、より具体的なポイントをご紹介します。

カネ

- 支払条件に変更があった
- 支払手形が増加している
- 債務保証をしている**との噂がある
- 取引銀行との間でトラブルがあったようだ
- 安易に短期資金を導入している
- 高利の金融業者に走っている**気配がある
- 市中金融に手形が流出している
- 売掛金が急増しているようだ
- 受取手形残高が増加しているようだ
- 税金の滞納がある**らしい
- 不動産の担保者に個人名が入っている
- 担保権者（根抵当権や抵当権を有する者）が目まぐるしく変わっている
- 小口の支払も手形で支払うようになった
- 手形・小切手の振出銀行が変わった
- メインバンクが変わった**
- 決済日が増加している

数字

- 流動負債が流動資産で返済できるか
- 自己資本比率と固定比率は健全か**
- 利益状況は正しく把握されているか
- 収益状況の推移を把握**しているか
- 粉飾決算はしていないか
- 勘定項目に変動はないか
- 減価償却は適正か
- 多重リースを行っていないか
- 売上に占める交際費が多過ぎないか
- 3期連続の赤字決算**となっていないか
- 売上の横這い、減少が3年以上続いていないか
- 焦げ付きが散发していないか
- 売上規模の割に子会社や関連会社が多過ぎ**てはいないか

● 今月・来月の税務



11月

- * 11/1 ~ 16 申請期限
 - ・所得税の予定納税額の減額申請（第2期分）
- * 11/30 納付期限
 - ・所得税の予定納税（第2期分）
 - ・個人事業税の納付（第2期分）

12月

- * 12/25 納付期限
 - ・固定資産税都市計画税の納付（第3期分）

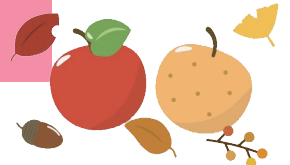
ご確認ください

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

最低賃金は、雇用形態に関係なくすべての労働者に適用されます。

愛知県の最低賃金は、10月1日より **927円** となっています。ご確認ください。

● お知らせ



年末調整に用意する書類

今年も年末調整の季節が近づいてまいりました。すでに必要書類が届き始めているかと思いますが、下記の書類を失くさないよう、大切に保管してください。

社会保険料控除

- ★ 社会保険料（国民健康保険・介護保険・イデコ等）のお知らせ
- ★ 「国民年金保険料控除証明書」

生命保険料控除

- ★ 一般の生命保険・個人年金保険・介護医療保険の「生命保険料控除証明書」

地震保険料控除

- ★ 旧長期損害保険料、地震保険料の「控除証明書」

住宅借入金等特別控除

- ★ 「住宅取得に係る借入金の年末残高等証明書」
- ★ 令和2年分給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書

あとながき



暑かった夏も終わり、すっかり秋の陽気になりましたね。外出した際に感じる、少し冷たい空気が心地よく、背筋がしゃんとします。

年末にかけて、コロナウイルスやインフルエンザ、風邪などにかからないようにしっかりと予防し、穏やかな年末年始が迎えられるよう、皆さまもご自愛くださいますようお願い申し上げます。



10月31日（土）はハロウィンでしたね。皆さまはハロウィンイベントを行いましたか？わが家は今年、ハロウィンを自粛しました。その代わりに、“ハロウィンの満月&ブルームーン”だったので家族でお月見をしました。

❖ブルームーン：ひと月に2回満月が訪れ、そのうちの2回目の満月のことをこう呼ぶそうです。日本では2018年3月以来で、約2年半ぶり。

❖ハロウィン当日の満月：日本では1974年以来で46年ぶりとのこと。次は、日本では38年後の2058年とのこと。

“お月見といったらお団子！”ということで、家族でお団子をつくりました。（今年の十五夜の時にはつくれなかったの…）ゆっくりお月見をしてからお団子を食べようとしたのですが、子どもたちは味見と称してつまみ食い。“月より団子”な子どもたちでした笑



発行

刈谷市高須町良44番地1 カーサヨサミ1F

TEL (0566) 25-0936

FAX (0566) 25-0937

<http://aomi-zeirishi-ishikawa.com>

税理士法人 あおみ総合